# 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)に係る説明資料

平成25年6月金 融 庁

# 目 次

Ι.	金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Π.	公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
Ⅲ.	AIJ 事案を踏まえた資産運用規制の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
IV.	金融機関の秩序ある処理の枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	(
<b>V</b> .	銀行等による資本性資金の供給強化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	4
VI.	投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7
VII.	その他の改正事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	Ć
WII.	施行スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	.(

# I. 金融商品取引法等の一部を改正する 法律の概要

### 金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

### 先般の金融危機に 関わる諸問題



市場型金融危機への対応、金融資本市場・金融業の信頼性回復・機能強化

### 公募増資インサイダー取引事案等を 踏まえた対応

#### インサイダー取引規制の強化

- ◆ 情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入
- ◆ 資産運用業者が「他人の計算」で違反行為を 行った場合の課徴金額の引上げ

#### 企業実務等を踏まえた規制の見直し

◆ 公開買付け情報を聞いてから相当の期間が 経過した場合についてインサイダー取引 規制を適用除外

箒

### AIJ事案を踏まえた 資産運用規制の見直し

#### 不正行為に対する罰則の強化

◆ 投資 一任業者等による運用報告書の 虚偽記載等に対する罰則の引上げ

#### その他

◆ 年金基金が特定投資家(プロ)になるための 要件の限定

#### 金融機関の秩序ある処理の枠組み

リーマンショック等、金融市場を通じて 伝播し、実体経済に深刻な影響を与える 金融危機を防ぐため、G20の合意等を 踏まえ、金融機関の秩序ある処理の 枠組みを整備

#### 対象

◆ 金融業全体(銀行、保険、証券、 金融持株会社等)

#### 手続

◆ 金融危機対応会議(内閣総理大臣(議長)、 内閣官房長官、財務大臣、金融担当大臣、 日本銀行総裁、金融庁長官で構成)

#### 措置内容等

- ◆ 預金保険機構の監視等の下、流動性供給等により重要な市場取引等を履行(必要に応じ、 資金援助・資本増強)
- ◆ 秩序ある処理に必要な措置(早期解約の制限 等)

#### 費用負担

◆ 原則として業界の事後負担(例外的に 政府補助) 等

# 銀行等による資本性資金の供給強化等

#### 銀行等による資本性資金の供給強化

◆ 銀行等による議決権保有規制(いわゆる 5%ルール)について、企業再生や地域経済 再活性化に資する効果が見込まれる場合に 限り、規制を緩和

#### その他

◆ その他銀行等に関する規制(大口信用供与等 規制や外国銀行支店規制等)の見直し

竿

### 投資法人の資金調達・ 資本政策手段の多様化等

#### 資金調達・資本政策手段の多様化

◆ 自己投資口の取得、投資主への割当増資の導入

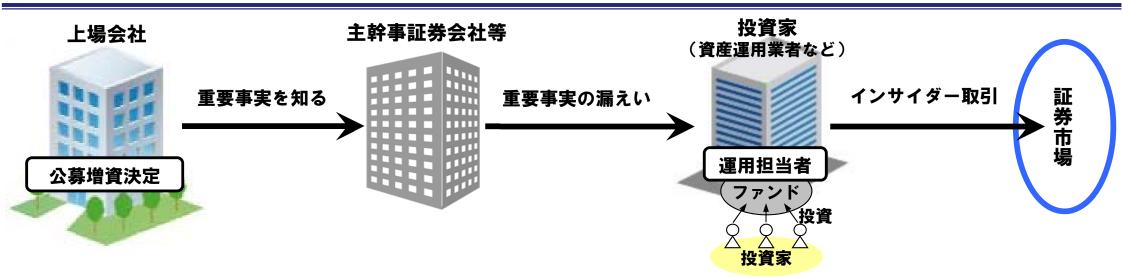
#### その他

- ◆ 投資法人による海外不動産の取得促進の ための措置
- ◆ 投資法人へのインサイダー取引規制の導入
- ◆ 投資信託の運用状況を投資家が 理解しやすい形で提供するための措置

等

# Ⅱ. 公募増資インサイダー取引事案等を 踏まえた対応

# 公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応(「公募増資に関連したインサイダー取引」事案の概要)



発行会社	公募増資 公表日	主幹事証券会社等	インサイダー取引行為者	課徴金勧告日 (納付命令日)	課徴金額
国際石油開発帝石	平成22年 7月8日	野村證券	(旧)中央三井アセット信託銀行 ((現)三井住友信託銀行)	平成24年3月21日 (平成24年6月27日)	5万円
日本板硝子	平成22年 8月24日	JPモルガン	あすかアセットマネジメント	平成24年5月29日 (平成24年6月26日)	13万円
みずほフィナンシャルグループ	平成22年 6月25日	野村證券	(旧)中央三井アセット信託銀行 ((現)三井住友信託銀行)	平成24年5月29日 (平成24年6月27日)	8万円
東京電力	平成22年 9月29日	野村證券	ファースト・ニューヨーク証券 個人	平成24年6月8日 (審判手続終結)	1, 468万円 6万円
日本板硝子	平成22年 8月24日	大和証券	ジャパン・アドバイザリー合同会社	平成24年6月29日 (平成25年1月8日)	37万円
エルピーダメモリ	平成23年 7月11日	野村證券	ジャパン・アドバイザリー合同会社	平成24年11月2日 (平成25年4月16日)	12万円

(注1)野村證券については、昨年8月3日に同社に対して業務改善命令を発出。

(注2)ジャパン・アドバイサリー合同会社については、昨年6月29日に同社に対して投資助言・代理業の登録取消処分を実施。

### 公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応 (情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入)



### 基本的考え方

- 情報受領者によるインサイダー取引を防止するためには、不正な情報漏えいをいかに抑止するかが重要
- ・ 企業の通常の業務・活動に支障が生じないよう配慮しつつ、取引に結びつく不正な情報漏えいを規制

### 規制内容

- ①未公表の重要事実を知っている会社関係者(上場会社や主幹事証券会社の役職員など)が、他人に対し、
- ②「公表前に取引させることにより利益を得させる目的」をもって、③情報伝達・取引推奨を行うことを禁止
  - ⇒ 当該行為により公表前の取引が行われた場合には刑事罰・課徴金の対象

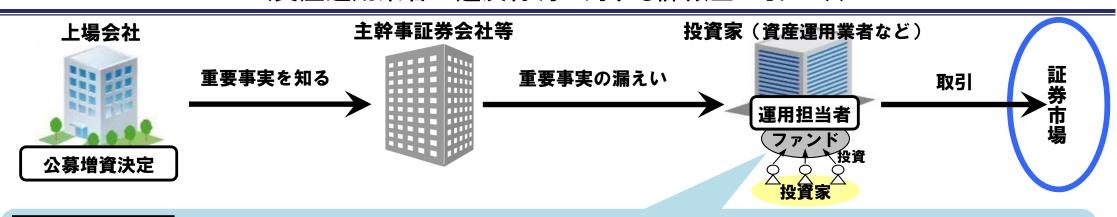
净口抑止体			
違反抑止策	刑事罰	課徴金	注意喚起のための氏名公表
証券会社等の違反 の場合	5年以下の懲役 500万円以下の罰金	証券会社等に対し、	違反行為に関わった役職員 (補助的な役割を担った者を除く)
上記以外の違反 の場合	法人重課5億円	・取引を行った者の利得の1/2	_

### インサイダー取引に係る規制の比較

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
規制対象					
インサイダ一取引	0	0	0	0	0
情報伝達行為	×	(注 1) ※情報受領者が取引を行った 場合に限る	(注2)	(注 2) ※情報受領者が取引を行った 場合に限り執行例有り	(注 3) ※情報受領者が取引を行った 場合に限り執行例有り
取引推奨行為	×	(注4)	0	● ※被推奨者が取引を行った場 合に限り執行例有り	※被推奨者が取引を行った場合に限り執行例有り
課徴金等	0	0	0	0	人 (注5)
「他人の計算」の場合の課徴金額等	幸促酉州客頁	取引自体の利得の 最大3倍	報酬額+制裁	1 億ユーロ or 報酬額の 10 倍以下	(課徴金等なし)
刑事罰	(5 年以下の懲役等)	(20年以下の自由刑等)	(7年以下の自由刑等)	(2年以下の自由刑等)	(5年以下の自由刑等)

- (注1)発行体若しくは株主に対する信認義務又は情報源等に対する信頼義務に違反して他の者に情報伝達した場合に限る。
- (注2) 雇用関係、役職、専門的職務上の役割の適切な遂行等として行う場合を除く。
- (注3)権限なく行う場合に限る。
- (注4) 法令上明確には規制対象とされていないが、被推奨者による取引が行われた場合には、法令違反になり得る。
- (注5)情報伝達・取引推奨を行った者に対する行政上の措置(過料(20万ユーロ以下))のみ。

# 公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応(資産運用業者の違反行為に対する課徴金の引上げ)



### ポイント

[現 行] 課徴金額は、「運用報酬(1月分)」を、「運用財産全体に占める違反行為の対象銘柄の割合」で按分した額

〔改正後〕「3ヵ月分の運用報酬全体」を基準として課徴金額を計算

⇒ 資産運用業者は、違反行為による運用成績の向上により、運用報酬全体を継続的に得ることが可能

### 「他人の計算」による取引の課徴金の改正

	現 行	
	課徴金	
資産運用業者	資産運用業者に対し、 対象銘柄の最大額 運用報酬(1月分)× 運用財産の総額	
上記以外の者	違反行為の対価	

	改正後		
	課徴金	注意喚起のための氏名公表※1	
<b>&gt;</b>	資産運用業者に対し、 <b>運用報酬(3月分)</b>	・違反行為を反復して行った者※2・取引上の立場を利用して重要	
	違反行為の対価	事実を要求するなどにより、違反 行為を行った者	

※1 「自己の計算」で違反行為を行った場合も同様

※2 相場操縦等の違反行為を行った場合も同様

### 【実効性のある課徴金調査等のための制度整備】

- 課徴金調査において、物件提出を命じることを可能とする(⇒ 取引の記録、情報伝達の裏付け証拠を確保)
- 課徴金調査等に付随して、官公署への照会規定を整備する(⇒ 違反行為者の所在等を確認)

### 公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応 (近年の金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制の見直し)

### インサイダー取引規制の対象者の見直し



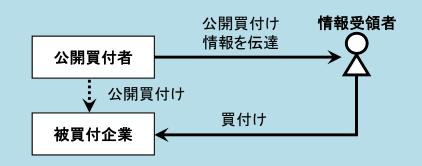
- [現 行] 被買付企業は、公開買付者との間で特段の契約がない場合には、「内部者」に該当せず
  - ⇒被買付企業からの情報受領者は「第二次情報受領者」 として規制対象から漏れてしまう
- [改正後] 被買付企業は、公開買付者との契約がなくとも、「内部者」に該当することを明確化
  - ※被買付企業は、公開買付者からの事前告知により、 予め公開買付け情報を知っていることが一般的

### 重要事実を知っている者同士の取引の適用除外



- 「現 行] 重要事実を知っている者同士の取引であっても、
  - 「会社関係者」と「第一次情報受領者」との取引は 適用除外されるが、
  - ・「第一次情報受領者」と「第二次情報受領者」との 取引は適用除外の対象となっていない
  - ⇒「第一次情報受領者」が保有株式を売却する際に 実務上の支障
- [改正後]「第一次情報受領者」と「第二次情報受領者」との取引について、インサイダー取引規制の適用除外の対象とする

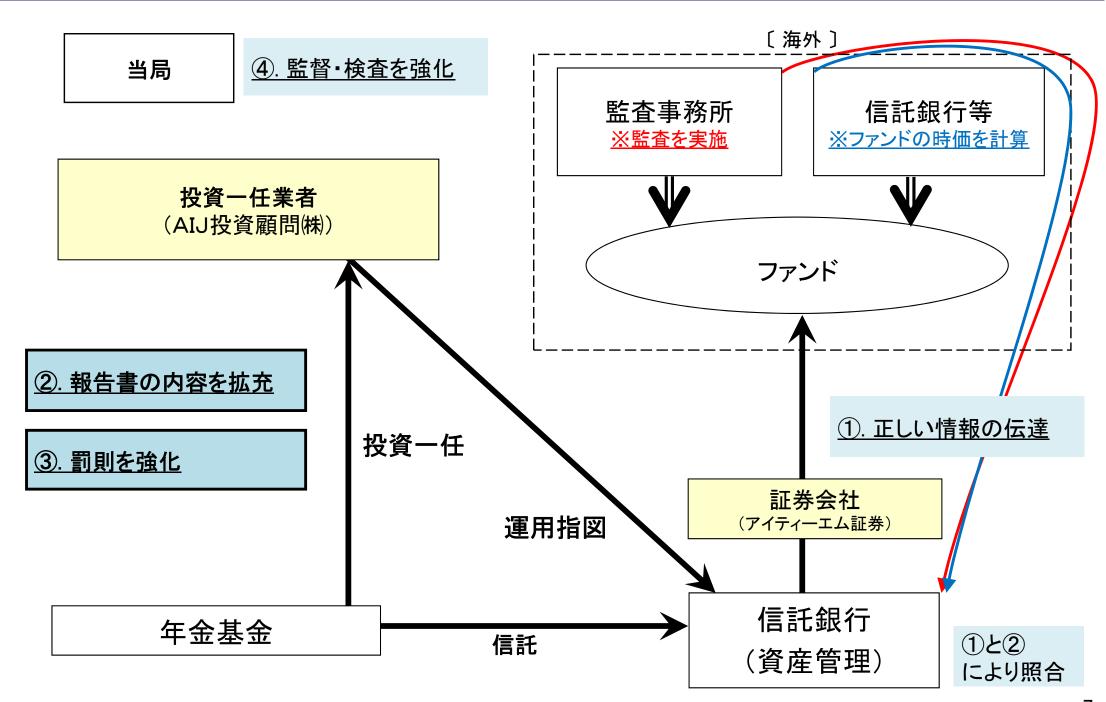
### 公開買付け情報の伝達を受けた者の適用除外



- [現 行] 公開買付け情報の伝達を受けた情報受領者による 被買付企業の株式の買付けは禁止
  - ⇒公開買付者が競合相手による買付けを阻止する ために情報を伝達するなど、公正な競争・取引の 円滑に支障
- [改正後]次の場合には、情報受領者による買付けを可能 とする
  - ①【情報の周知】情報受領者が自ら公開買付けを行う際に「公開買付届出書」等に伝達を受けた情報を記載した場合
  - ②【情報の陳腐化】情報受領者が伝達を受けてから 6ヵ月経過した場合

# Ⅲ. AIJ 事案を踏まえた資産運用規制の 見直し

### AIJ 事案を踏まえた資産運用規制の見直し



- ①.【正しい情報の伝達】第三者(国内信託銀行等)によるチェックが有効に機能する仕組み(「基準価額」や「監査報告書」が国内信託銀行に直接届く仕組みなど)
- (1)国内信託銀行によるファンドの「基準価額」「監査報告書」の直接入手
- (2) 国内信託銀行によるファンドの「基準価額」等の突き合せ
- ②.【報告書の内容を拡充】顧客(年金基金等)が問題を発見しやすくする仕組み (運用報告書等の記載内容の充実など)
- (1)運用報告書等の記載事項の拡充 (法律改正事項は、生命保険会社の運用実績連動型保険契約に係る運用報告書交付義務)
- (2)運用報告書等の交付頻度の引上げ (法律改正事項は、信託会社が作成する信託財産状況報告書の交付頻度の引き上げ(顧客が年金基金等の場合))
- (3)厚生年金基金が特定投資家(いわゆる「プロ」)になるための要件の限定
- (4)投資一任業者等によるチェック体制の整備
- ③.【罰則を強化】不正行為に対する牽制の強化

(投資ー任業者等による「虚偽」の報告や勧誘等に対する制裁強化)

投資一任業者等による

- ① 顧客に交付する運用報告書等の虚偽記載、② 勧誘の際の虚偽告知及び③ 投資一任契約の締結に係る偽計に対する罰則の引上げ
- ④.【監督・検査を強化】 投資運用業者等に対する規制・監督・検査の在り方の見直し
- (1)事業報告書(当局宛て提出書類)の記載事項の拡充
- (2) 投資一任業者に対する監督の強化
- (3)投資一任業者に対する検査の強化
- (4)検査・監督の強化のための体制整備



内閣府令・監督指針の 改正 (平成24年12月公布)



法律改正事項(下線) については本法律

その他については 内閣府令・監督指針 の改正 (平成24年12月公布)



本法律



内閣府令・監督指針等 の改正 (平成24年12月公布)

### AIJ 事案を踏まえた資産運用規制の見直し(改正の内容)

### 【罰則を強化】不正行為に対する罰則の強化 (③関係)

○ 運用報告書等の虚偽記載 現 行;懲役6月以下・罰金50 万円以下(法人重課なし)

改正後;懲役3年以下・罰金300万円以下(法人重課3億円以下)(注1)

○ 勧誘の際の虚偽告知 現 行:懲役1年以下・罰金100万円or300万円以下(法人重課なしor2億円以下)(注2)

改正後;懲役3年以下・罰金300万円以下(法人重課3億円以下)(注3)

○ 投資一任契約の締結の偽計 現 行;懲役3年以下・罰金300万円以下(法人重課3億円以下)

改正後;懲役5年以下・罰金500万円以下(法人重課5億円以下)

### 【報告書の内容を拡充】顧客(年金基金等)が問題を発見しやすくする仕組み (②関係)

- 〇 生命保険会社の運用実績連動型保険契約に係る運用報告書交付義務を定める。
- 〇 顧客が年金基金等の場合について、信託銀行が作成する信託財産状況報告書の交付頻度を引き上げる。

(1年を超えない期間毎⇒四半期毎)

○ 厚生年金基金が特定投資家(いわゆる「プロ」)になるための要件を限定する。

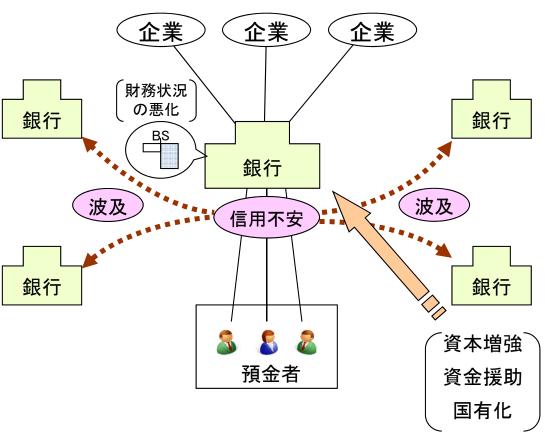
(運用体制の整備された厚生年金基金に限定)

- (注1) 管理型信託については、懲役1年以下・罰金300万円以下(法人重課2億円以下)に引上げ。
- (注2) 現行、投資一任業者・信託銀行等については、罰金300万円以下・法人重課2億円以下。保険については、罰金100万円以下・法人重課なし。
- (注3) 管理型信託については、懲役1年以下・罰金300万円以下(法人重課2億円以下)に据置き。

Ⅳ. 金融機関の秩序ある処理の枠組み

### 金融危機への対応

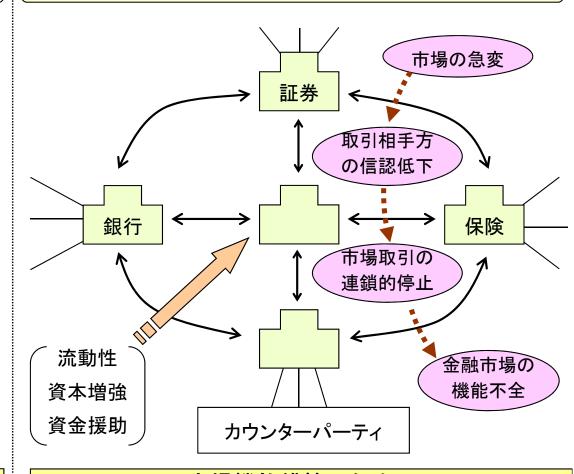
## 日本が経験した不良債権型の金融危機



### 金融危機対応措置 (現行預金保険法第102条)

⇒ <u>銀行の全債務を保護</u>することにより、<u>預金者</u> <u>等の信用不安を解消・健全な借り手を保護</u>

#### リーマン・ショックに端を発する市場型の金融危機



# 市場機能維持のための新たな危機対応措置

⇒ 重要な<u>市場取引等を履行</u>させることにより、 <u>市場参加者間の連鎖を回避</u>し、<u>金融市場の機能</u> <u>不全を防止</u>(金融システムの安定を確保)

### 金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備

〇 リーマン・ブラザーズの破綻等に端を発する国際的な金融危機の中で、システム上重要な金融機関の破綻等が、金融市場を通じて伝播し、実体経済に深刻な影響を及ぼすおそれがあることが明らかとなったことを踏まえ、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな枠組みについて国際的に議論が進められ、G20サミットで合意されるに至ったことを受けたもの。

こうした国際的な議論の進捗と並行して、諸外国においては、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな包括的な枠組みが整備されている。

○ 我が国においても、こうした国際的な流れを踏まえて、市場等を通じて伝播するような危機に対して、 <u>金融機関の秩序ある処理に関する枠組みとして、以下の制度を整備</u>する必要。

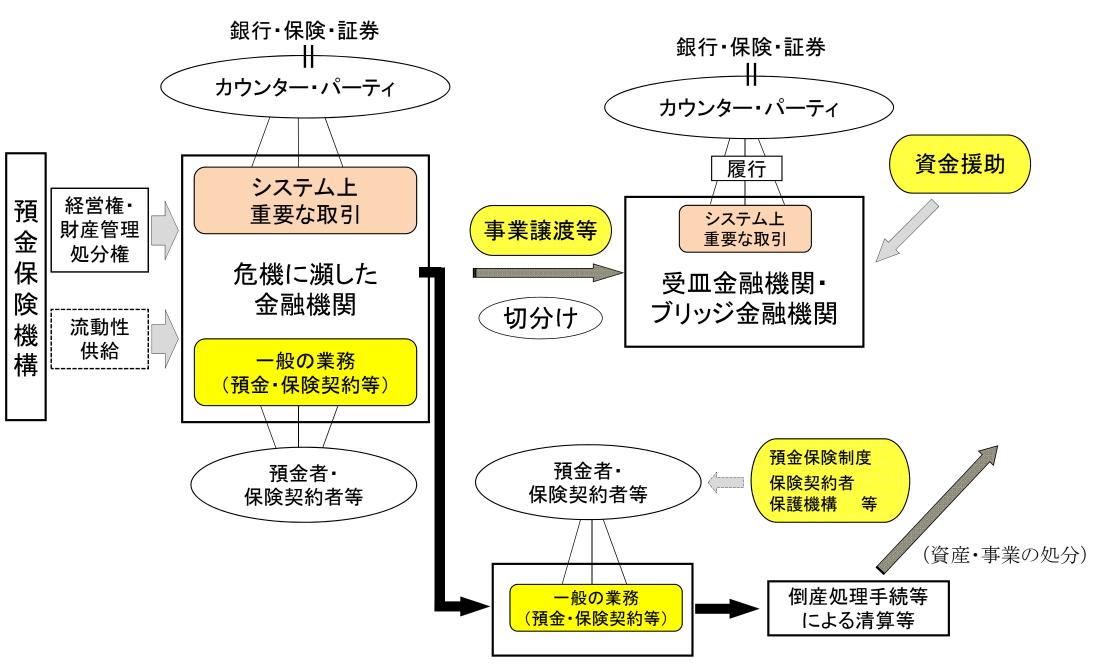
### (対象となる金融機関)

- 金融業全体(預金取扱金融機関、保険会社、金融商品取引業者、金融持株会社等)
- (認定の手続)
- ・<u>金融危機対応会議</u>の議を経て内閣総理大臣が、金融機関の秩序ある処理の必要性を認定
- (発動要件と措置内容)
- ・<u>市場の著しい混乱の回避のために必要</u>と認められる場合
  - ⇒ 預金保険機構による監視
- ⇒ <u>流動性供給・資金援助等の措置</u> ※ 債務超過でない場合、必要に応じ、資本増強も可能
- → 金融システムの安定を図るために不可欠な債務等の履行・継続を確保しながら、市場取引等の縮小・解消 → 市場の著しい混乱を回避しつつ、金融機関の秩序ある処理を実現
  - (注) 措置を発動する場合には、契約上のベイルイン(無担保債権のカット又は株式化)を発動

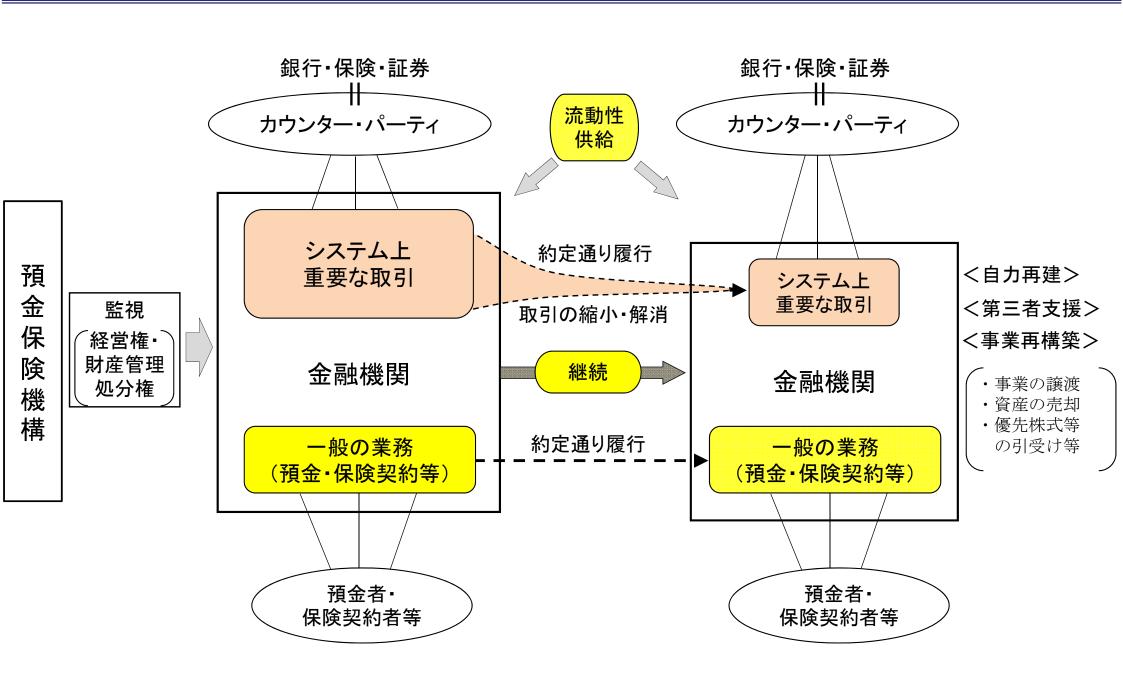
#### (資金調達・費用負担)

- 預金保険機構による資金調達に<u>政府保証</u>を付す。
- 万一損失が生じた場合の負担は、金融業界の事後負担を原則。
- <u>例外的な場合には、政府補助</u>も可能。<u>預金保険機構の危機対応勘定</u>で経理。

# 金融機関の秩序ある処理(1) (債務超過等の場合)



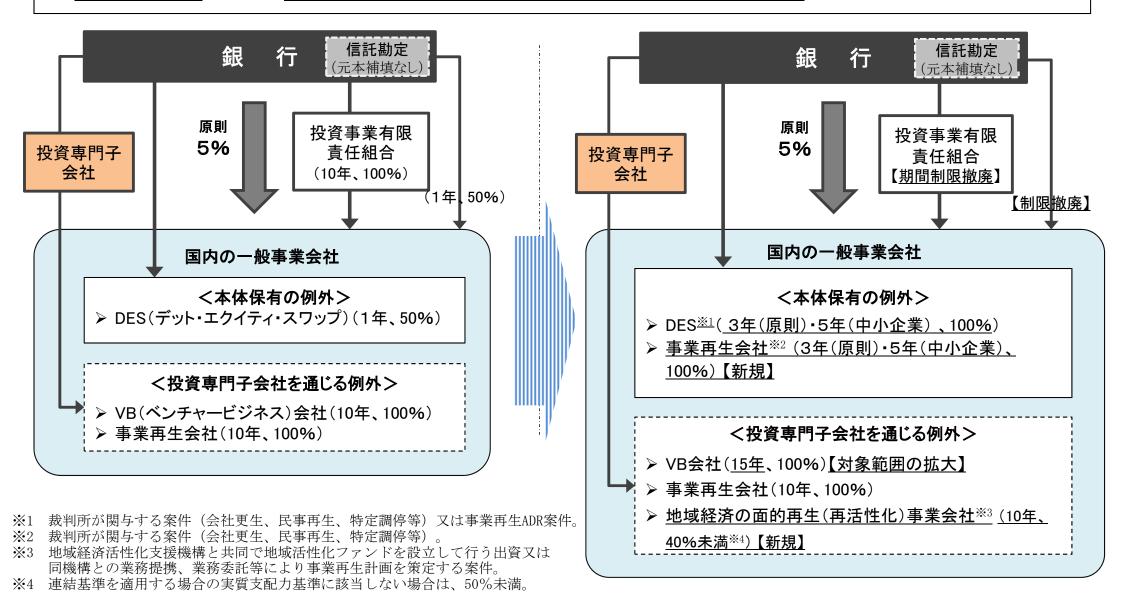
# 金融機関の秩序ある処理(2) (債務超過でないことを前提)



# V. 銀行等による資本性資金の供給強化等

### 銀行等による議決権保有規制(いわゆる5%ルール)の見直し

- 〇 銀行等とその子会社が国内の一般事業会社の議決権を合算して5%(※)を超えて保有することは原則として禁止されている。 (※)銀行持株会社の場合は15%、協同組織金融機関の場合は10%。
  - ⇒ <u>銀行等の健全性確保の観点から、現行規制の枠組みを基本的に維持</u>しつつ、<u>企業再生や地域経済の再活性化に資する効果</u>が見込める場合において、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにする。



### 外国銀行支店に対する規制の見直し

### 現状

- 我が国への外国銀行の参入は、リテール・ホールセールに関わらず、支店形態・現地法人形態のいずれの形態も認められており、参入形態の違いによる業務範囲規制は課されていない(国際的に約束)。
- 外国銀行支店に対しては、<u>資本金に対応する規定が存在しない</u>。
- <u>金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(更生特例法)の適用対象外</u>となっており、監督当局には破産・更生手続等の 開始の申立権や保全処分の申立権がない。
- 資産の国内保有命令違反に対する罰則が低い(100万円以下の過料)。

### 見直しの内容

<参入時>	<平時の規制・監督>	<危機時・破綻時の対応>
<ul><li>○免許付与の<u>審査基準を明確化</u></li><li>⇒ 支店形態でのリテール預金の受入 れや本店への回金を含む資金の運 用等について、<u>信用秩序の維持の観</u> 点から審査</li></ul>	<ul> <li>○外国銀行支店に対し、国内銀行の最低資本金(20億円)に相当する金額の国内積立てを義務付け</li> <li>○明確化した免許付与の審査基準を、日常の監督における着眼点として適用</li> <li>○預金者に対し、預金保険制度の対象外であることの説明を義務付け</li> </ul>	<ul> <li>○外国銀行支店にも<u>更生特例法を適用</u>(監督当局に破産・更生手続等の開始の申立権や保全処分の申立権を付与)</li> <li>○資産の国内保有命令違反に対する罰則を引上げ(過料→刑事罰(懲役1年以下・罰金300万円以下、法人重課2億円以下))</li> </ul>

### 大口信用供与等規制の見直し

### 現状

- 大口信用供与等規制は、銀行資産の危険分散等の観点から、 同一の者(同一のグループ)に対する信用供与等に上限を 設ける規制。
  - ⇒ 我が国の規制は、<u>規制の対象範囲を形式的に規律</u>しているほか、<u>国際基準(バーゼル・コア・プリンシプル)と乖離して</u> おり、IMFのFSAP(金融セクター評価プログラム)においても<u>規制の強化が求められている</u>。

### 見直しの内容

1. 規制の実効性確保

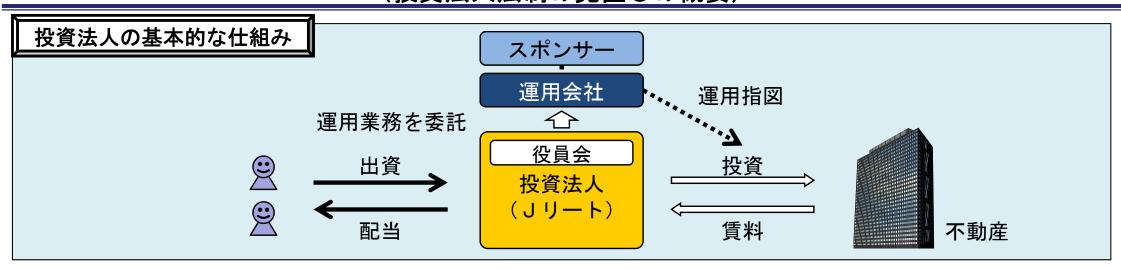
名義分割や迂回融資等による規制の潜脱を防止するための規定を設ける。

2. その他国際基準に合わせた規制の見直し

	我が国の規制	(参考)国際基準
信用供与等の範囲	銀行間取引(コールローン、預け金等)、コミット メントライン、デリバティブ取引、公募社債等は <u>適</u> 用除外 → 原則、規制対象とする	原則、オン・バランス、オフ・バランス の全ての取引が規制対象
信用供与等の限度額 (受信者グループ)	銀行(グループ)の自己資本の <u>40% ⇒ 25%</u>	銀行(グループ)の自己資本の <u>25%</u>
受信側グループの範囲	受信者及びその子会社・親会社・兄弟会社( <u>議</u> <u>決権50%超の形式的支配関係で判断</u> ) ⇒ 議決権による支配関係のほか、 <u>経済的な相</u> <u>互関連性</u> (実質支配力基準)に基づき判断	議決権による支配関係のほか、 <u>経済</u> <u>的な相互関連性</u> に基づき判断

# VI. 投資法人の資金調達・資本政策手段の 多様化等

# 投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等 (投資法人法制の見直しの概要)



### 改正の内容

### ○資金調達・資本政策手段の多様化

投資法人について、諸外国に比べ資金調達・資本政策手段の制約が多い

⇒ 自己投資口の取得、投資主への割当増資(ライツ・オファリング)の導入等資金調達・資本政策手段を多様化

### 〇投資法人におけるガバナンスの強化

投資法人の資産運用に対するスポンサー企業からの影響により、投資家の利益が損なわれるおそれ ⇒ 投資法人が利害関係者から投資物件を取得する場合に、投資法人の役員会の事前同意を義務付け

### 〇インサイダー取引規制の導入

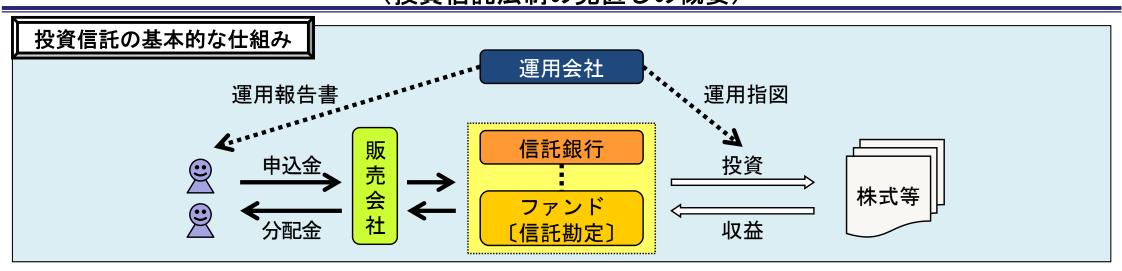
投資法人の投資口は、上場されたとしても、株式と異なりインサイダー取引規制の対象外 ⇒ 上場投資法人の投資口をインサイダー取引規制の対象化

### 〇投資法人による海外不動産の取得を容易にするための措置

投資法人を通じた海外不動産への投資ニーズが存在

⇒ 投資法人が海外不動産を直接取得することに加え、新たに特別目的会社を通じた間接取得を容認。

# 投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等 (投資信託法制の見直しの概要)



### 改正の内容

### 〇小規模投資信託の併合手続の簡素化等

相次ぐ新商品の投入等により、投資信託の小規模化が発生・運用効率が低下

⇒ 併合しても投資家の不利益にならない資産内容の変更に留まる場合に、投資信託の併合に係る書面決議を不要化

### 〇投資家への情報提供の充実等

投資家に対し交付される運用報告書が分厚く理解しづらい

⇒ 各投資家に必ず交付される「交付運用報告書」と、詳しく内容を知りたい投資家からの求めに応じて 交付される「運用報告書(本体)」との二段階化

### OMRF等の安定的な運営に資する措置

MRF (注)等について、米国等では市場急変時に安定的な運営の維持が困難となった経験

- ⇒ 緊急時に運用会社が行うMRF等への資金支援を容認
- (注)個人投資家の証券売買資金の管理等に用いられる投資信託の一種。残存期間の短い公社債等を中心に運用される。

# Ⅲ. その他の改正事項

### その他の改正事項

### ・ 外国銀行業務の代理・媒介に係る規制の見直し

銀行等が出資関係のない外国銀行の業務の代理・媒介を海外において行うことを可能とする。

### ・ 海外M&Aに係る子会社の業務範囲規制の見直し

銀行等が買収した海外の金融機関等の子会社である一般事業会社について、原則として5年に限り保有を認める。

### ・ 監査役の適格性

銀行等の監査役について、監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有すること等を要件とする(銀行等の常務に従事する取締役については、同様の規定が既に存在)。

### 会計監査人の解任命令

銀行が法令・処分等に違反し、又は公益を害する行為をした場合に、銀行等に対し会計監査人の解任を命じることができることとする(取締役、監査役については、既に同様の規定が存在)。

### ・ 報告徴求・立入検査の対象先

銀行等の業務の再委託先(再々委託先等を含む)を報告徴求・立入検査の対象先に加える(委託先については、既に対象となっている)。

### 協同組織金融機関等の資本準備金等

協同組織金融機関等の資本準備金等について、銀行と同様、その剰余金への振替えを認め、優先出資の消却を可能とする。

### ・ 公開買付制度の一部緩和

現行法では、市場内取引や企業グループ内での取引等は原則として公開買付けの対象とされていないところ、これらの取引を 二つ以上組み合わせて行った結果、当該一連の取引を公開買付けによることが必要となる場合がある。そのような場合において 公開買付けを不要とするための一定の緩和措置を講ずる。

### ・ 大量保有報告制度の一部緩和

現行法では、保有割合の1%以上減少を提出事由とする変更報告書を提出した場合であって、かつ、保有割合が5%以下である場合に限り、その後の変更報告書の提出義務が免除されているところ、前者の要件を撤廃し変更報告書の提出要件を緩和する。

# Ⅲ. 施行スケジュール

### 施行スケジュール

公布の日から1年以内で政令で定める日から施行。

ただし、

- 〇 AIJ事案を踏まえた資産運用規制の見直し(罰則強化部分)、 大口信用供与規制の見直し(潜脱防止部分)については、20日を経過した日から施行。
- 〇 金融機関の秩序ある処理の枠組み等については、9月以内で政令で定める日から施行。
- 〇 投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化、大口信用供与規制の見直し(上記以外)等 については、1年6月以内で政令で定める日から施行。